

芦屋市霊園

がっそう

# 「合葬式墓地」



## 使用者募集案内

※申込は郵送のみの取扱となります。



芦屋市市民生活部環境課 霊園・火葬場係



## 合葬式墓地とは

「合葬式墓地」とは、焼骨を個人・夫婦・家族などの単位で納骨する一般墓地や納骨堂とは違い、他の方々と一緒に納骨するお墓のことです。

近年の少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化に伴うお墓に対する価値観の変化から、「お墓の世話で子供や孫に負担をかけるのではないか」とお墓をもつことに不安を感じたり、「お墓を世話する人がいないため、無縁にならないか」と今後の管理が心配になり、墓地が返還されるなど、承継が困難な墓地が増えてきています。

このような価値観の変化に伴い、合葬式墓地の必要性を感じている人が多くいることから、芦屋市霊園では概ね40年後までの期間を1つの区切りとして必要な納骨数を想定し、使用期限は永年で、維持費はかからず、承継者を必要としない「合葬式墓地」を開設します。

### 合葬式墓地の施設

#### (1) 合葬室

焼骨を骨壺から出して布袋に収め、他の方々の焼骨と一緒に納骨する部屋。4,500体分の焼骨を納骨することができます。

#### (2) 一時安置室

焼骨を骨壺のまま一定期間、個別に安置する部屋。800体分の焼骨を安置することができます。(安置可能な骨壺の大きさは6寸まで)

#### (3) 記名板

納骨された方のお名前等を刻字したプレートを掲示する石板。

### 納骨方法及び料金

納骨方法		使用料(1体あたり)
直接合葬方式	一時安置室を経ずに合葬室に納骨する方法	100,000円
安置後合葬方式	一時安置室に10年間安置した後、合葬室に納骨する方法	200,000円

※芦屋市霊園使用者の方は、使用料が減免となる場合があります。

※改葬の場合は、1つの骨壺(6寸まで)に納まるときに、5体までを1体とみなして申し込むことができます。

## 納骨方法及び料金

「申込要件」, 申込みできる「納骨方法」及び申込みに必要な「添付書類」は以下のとおりです。

申込要件		納骨方法		添付書類	
		直接 合葬方式	安置後 合葬方式		
「芦屋市霊園使用者」 以外の方	「芦屋市民」の方	以下の <u>アからウのいずれかに該当</u> することが必要です。 ア 親族の焼骨を自宅に保管していること。 イ 芦屋市霊園以外の墓地又は納骨堂に納骨している親族の焼骨を合葬式墓地に改葬すること。 ウ 自己の死後のために生前に予約をする方で, 申込日現在, 満65歳以上であること。	○	アに該当 ○ イ又はウに該当 ×	アに該当する方 ・埋火葬許可証 (写)  イに該当する方 ・埋蔵証明書  ウに該当する方 ・特にありません
	「芦屋市民」 以外の方	以下に <u>該当</u> することが必要です。  死亡時に「芦屋市民」であった親族の焼骨を自宅に保管していること。	○	○	亡くなられた方が生前に芦屋市民であったことが証明できる公的な書類 (埋火葬許可証 (写) 等)
「芦屋市霊園使用者」 の方		以下の <u>アとイのいずれにも該当</u> することが必要です。 ア 芦屋市霊園の一般墓地を返還 (墓じまい) すること。 イ 一般墓地に納骨している焼骨を合葬式墓地に改葬する, 又は自己の死後のために生前に予約をすること。	○	×	特にありません  アについては, 別途, 一般墓地を返還する手続きが必要となります。

※「芦屋市霊園使用者」とは、「既に芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けている方 (名義人)」のことをいいます。

※「芦屋市民」とは「申込日現在, 芦屋市の住民基本台帳に登録されている方」のことをいいます。

## 申込方法

合葬式墓地使用許可申請書に必要事項を記入のうえ、必要な添付書類を同封し、郵送してください。

**申込は郵送のみの取扱いとなります。**（霊園事務所窓口での受付はできません。）

【郵送先】 〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町15番7号  
芦屋市市民生活部 環境課 霊園・火葬場係（芦屋市霊園事務所）

## 記名板使用料（希望者のみ）

	使用料（1枚あたり）
納骨された方の生前の氏名（納骨者名）・生年月日・死亡年月日を刻字することができます。	30,000円

- 死亡年月日を刻字しますので、納骨の際に申し込んでください。
- 納骨者名・生年月日・死亡年月日以外を刻字することはできません。
- 大きさは、たて45mm×よこ120mmとなります。

【イメージ】



（納骨者名・生年月日・死亡年月日）



〈記名板〉

## 申込みから納骨までの流れ

### 申込みの受付

令和3年7月1日(木)より受付開始

次の必要書類を揃えて、霊園事務所まで郵送してください。

- ・合葬式墓地使用許可申請書
- ・火葬許可証（写），埋蔵証明書等，申込みに必要な添付書類（申込要件により異なります）

### 確認

申込要件等の確認を行います。（2週間程度かかります）

### 使用料納入

使用料の納付書を送付します。  
納入期限までにお支払いください。

### 使用許可

納入の確認後，合葬式墓地使用許可書を交付します。

### 合葬式墓地へ納骨

次のものを霊園事務所にお持ちください。

- ・合葬式墓地使用許可書
- ・埋蔵届
- ・火葬許可証又は改葬許可証
- ・焼骨

※一時安置室に安置できる骨壺のサイズは6寸までです。

※職員が納骨します。（納骨に立ち会うことはできません。）

※記名板を申込みされる方は，合葬式墓地記名板使用申込書をお持ちください。



〈合葬式墓地全景〉

## 使用上のご注意

合葬式墓地の使用にあたっては、「墓地・埋葬等に関する法律」・「芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例」及び「同施行規則」に定められている規定及び下記の事項について遵守していただきます。

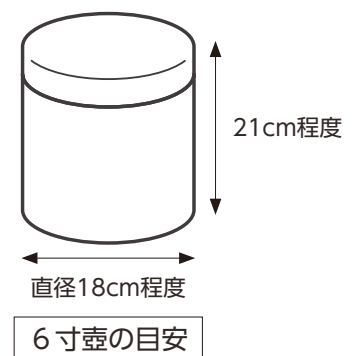
### 1. 使用許可の取消しについて

以下に該当する場合は、合葬式墓地の使用許可を取り消します。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 条例又は規則に違反したとき。

### 2. 納骨について

- (1) 合葬式墓地に納骨することができる焼骨は、当該使用許可に係る焼骨に限ります。
- (2) 焼骨は、以下の骨壺等に入れてお持ちください。
  - ア 直接合葬方式にお申込みの方は、布袋又は骨壺
  - イ 安置後合葬方式にお申込みの方は、6寸以下の骨壺
- (3) 持参した焼骨は、所定の場所で職員にお預けください。
- (4) 納骨に際しては、立会いをすることはできません。  
(職員が行います。)



### 3. お参りにについて

- (1) 合葬室内及び一時安置室内でのお参りはできません。
- (2) モニュメント前に献花台を設けていますので、そちらでお参りください。
- (3) 供え物等はお持ち帰りください。
- (4) 芦屋市では慰霊祭等の祭事は行いません。また、集団での祭事をすることはできません。

### 4. 合葬室について

- (1) 合葬室に立ち入ることはできません。
- (2) 納骨された焼骨は、一切返還することはできません。
- (3) 他の墓地等に焼骨を改葬することはできません。

### 5. 一時安置室について

- (1) 一時安置室に立ち入ることはできません。
- (2) 安置期間は、使用許可を受けた日から起算して10年間です。

- (3) 安置期間(10年間)が経過した後は、申請者等に通知することなく合葬室に移します。
- (4) 安置場所の位置を指定することはできません。(市が決定します。)
- (5) 安置期間(10年間)中に、他の墓地等に改葬する場合に限り返還することができます。なお、改葬の申請は、使用許可を受けた方のみ可能です。
- (6) 安置期間経過後、焼骨が合葬室に移されますと一切返還することはできません。

## 6. 記名板について

- (1) 希望される方は、納骨の際に申し込んでください。
- (2) 納骨された後に設置します。
- (3) 設置位置を指定することはできません。(市が決定します。)
- (4) 氏名・生年月日・死亡年月日が特定できない方は設置できません。(例：〇〇家先祖代々等)
- (5) 刻字できるのは生前の氏名です。
- (6) 刻字できるのは記名板1枚につき1名です。
- (7) 刻字する文字数には制限があります。(目安は7文字程度です。)
- (8) 刻字する字体の指定をすることはできません。

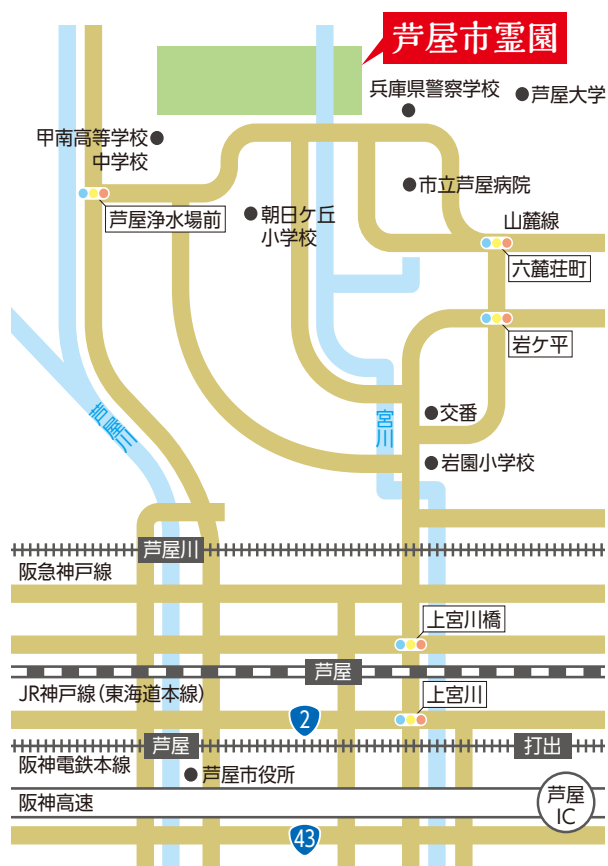
## 7. 生前予約の方

- (1) 直接合葬方式のみの申込みとなります。(安置後合葬方式には申込みすることはできません。)
- (2) 自己の死後に納骨を希望される方のみ申し込むことができます。個人単位で申し込んでください。(他の人の申込みをすることはできません。)
- (3) 自己の死後にその焼骨が合葬式墓地に納骨されるよう、親族等にあらかじめ必要な措置をしてください。



〈一時安置室〉

## アクセス図



## 園内図



### (バスでお越しの場合)

阪神芦屋駅・JR芦屋駅・阪急芦屋川駅から阪急バスで「芦屋病院前」行き「霊園前」下車

### (タクシーでお越しの場合)

阪神芦屋駅・JR芦屋駅から約15分

阪急芦屋川駅から約10分

お問合せ先

芦屋市 市民生活部 環境課 霊園・火葬場係 (霊園事務所)

〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町15番7号

電話：0797-38-3105